

第 5 回委員会における選定方法について

第 4 回委員会で決定した草津市立認定こども園園章・園歌（歌詞）選定要領に基づき、各候補作品の中から、以下の手順により選定を行います。

1. 各委員はあらかじめ、各候補作品の中から、選定要領第 3 条に定める内容を考慮し、1～3 位までを御検討ください。（最終的な 1～3 位の決定は、委員会当日で結構です。）
2. 委員会当日は、投票の前に、各委員より意見をいただきます。
3. 最終的な 1～3 位を各委員で決定いただき、投票を行います。配点は、1 位：3 点、2 位：2 点、3 位：1 点とします。
4. 投票の集計結果により、合計得点が上位のものから順位付けを行います。なお、3 位までに、同点の作品がある場合には、多数決による順位付けを行います。
5. 手順 4 による上位から、最優秀賞（1 作品）、優秀賞（2 作品）を答申案として選定することについて、議決を行います。

【留意事項】

- 上記の 2～5 の流れを各園章、園歌ごとに行います。
- 投票は出席委員のみで行います。（欠席委員は含みません。）
- 手順 4 および 5 の議決にあたっては、委員の過半数の同意が必要です。可否同数のときは、委員長の決するところによります。
- 最優秀賞について、著作権等の問題が判明した場合、次順位の優秀賞を繰り上げるものとします。
- 公表については、最優秀賞および優秀賞のみとなります。